

国立大学法人愛知教育大学利益相反マネジメント規程

2023年10月24日
規程第22号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学利益相反マネジメントポリシー（2023年10月24日制定、以下「利益相反マネジメントポリシー」という。）に則り、国立大学法人愛知教育大学（以下「本学」という。）並びに本学の役職員に係る利益相反の適切な管理（以下「利益相反マネジメント」という。）に関し必要な事項を定め、もって本学における産学官連携活動を適正に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役職員 次条各号に掲げる者
- (2) 企業等 企業、国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体をいう。
- (3) 利益相反 産学官連携活動を行う上で生じる次のいずれかの状況により、本学の社会的信頼が損なわれる恐れのある状況をいう。
 - ア 役職員が産学官連携活動によって得る利益（兼業報酬、実施料収入、未公開株式等）と、本学における役職員としての教育及び研究に係る責任が衝突・相反する状況
 - イ 本学が産学官連携活動によって得る利益と本学の社会的責任が相反する状況
 - ウ 役職員の企業等に対する職務遂行責任と本学における職務遂行責任が両立し得ない状況

(利益相反マネジメントの対象者)

第3条 利益相反マネジメントの対象となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の役員及び職員（非常勤職員を含む。）
 - (2) 本学及び本学の役職員が行う学外との共同研究・受託研究等に参画する本学の学生等
 - (3) その他第6条に規定する委員会が指定する者
- (利益相反マネジメントの対象事項)

第4条 利益相反マネジメントは、次の各号に掲げる場合を対象とする。

- (1) 役職員が、学外に対して産学官連携活動（企業等への兼業、共同研究、受託研究等）を行う場合
 - (2) 役職員が、企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金等）若しくは便益（設備、物品、人員等）の供与又は株式等の経済的利益を得る場合
 - (3) 前各号に掲げる場合等に関連し、役職員が、企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
 - (4) 前各号に掲げる場合等に関連し、本学が組織として利益を得る場合
 - (5) 役職員が、学生等を産学官連携活動に従事させる場合
 - (6) その他第6条に規定する委員会を対象とすることを定めた場合
- (役職員の責務)

第5条 役職員は、利益相反の回避に自ら努めなければならない。

2 役職員は、高い倫理性を保持し、利益相反マネジメントに従わなければならない。

(利益相反マネジメント委員会)

第6条 本学における利益相反に関する事項について適切な管理を行うため、愛知教育大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る施策の企画立案及び実施に関すること。
- (2) 利益相反に係る調査及び審査に関すること。
- (3) 利益相反マネジメントポリシーに関すること。
- (4) その他利益相反マネジメントに関すること。

(構成)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事（研究担当）
- (2) 学系長

- (3) 人事労務課長
- (4) 学術研究支援課長
- (5) 学外有識者
- (6) その他学長が必要と認める者
(任期)

第9条 前条第5号及び第6号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠としての委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第8条第1号に掲げる委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
(成立要件)

第11条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
(委員以外の者の出席)

第12条 委員会は、必要に応じて関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
(自己申告書の提出)

第13条 役職員は、委員会の定めるところにより、利益相反に関する自己申告書(以下「自己申告書」という。)を委員会に提出しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、役職員は、利益相反が生じ、又は生じるおそれがある場合は、速やかに自己申告書を委員会に提出しなければならない。
(審査等)

第14条 委員会は、自己申告書の提出を受けたときは、必要に応じて、当該役職員から説明等を求め、利益相反に該当する状況の有無、程度等について確認し、利益相反に関して本学として許容できるか否かについて審査を行う。

- 2 委員会は、前項の審査の結果、利益相反が生じ、是正改善が必要であると判定したときは、必要な措置等を学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の報告に基づき、必要な措置を決定し、当該役職員に通知するものとする。
(不服申立て)

第15条 役職員は、前条第3項の措置に対し不服がある場合は、学長に対して書面により不服申立てを行うことができる。

- 2 学長は、不服申立てに関する書面を受理したときは、委員会に対し再審査を指示するものとする。
- 3 委員会は、速やかに再審査を行い、再審査の結果を学長に報告するものとする。
- 4 学長は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する措置を決定し、当該役職員に通知するものとする。
(自己申告書等の保存)

第16条 委員会は、役職員から提出された自己申告書及び関係書類を適切に管理し、保管するものとする。

(研修等の実施)

第17条 委員会は、利益相反に関する意識の向上を図るため、利益相反に関する研修の実施や啓発に努める。

(情報公開)

第18条 委員会は、社会に対する説明責任を果たすため、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学内外に公表するものとする。

- 2 委員会が許容し得ると判断した利益相反及びその行為については、これに係る学内外からの調査等に対して、委員会が対応する。
- 3 委員会は、学内外への情報公開にあたっては、役職員の個人情報の保護に留意して行うものとする。
(利益相反アドバイザー)

第19条 本学に利益相反アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を置くことができる。

- 2 アドバイザーは、役職員からの利益相反に関する相談に応じるとともに、委員会の審査先例に従い、専門的な見地から、必要な助言及び指導を行うものとし、専門的知識を有する学内外の者から学長が委嘱する。

(守秘義務)

第20条 委員会委員、アドバイザー及び利益相反マネジメントに関わる役職員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第21条 委員会に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学術研究支援課において行う。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、委員会及び教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2023年10月24日から施行する。
- 2 この規程施行後第8条第5号及び第6号の規定に基づき最初に指名された委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、学長が定める。